

現場ですぐに役立つ 安全衛生Q&A

CSP労働安全コンサルタント
二階堂久

移動式クレーンで重量物を取り扱う作業の施工を計画していますが、安全上重要となるポイントを教えてください。

移動式クレーンや杭打ちの作業は機械本体が転倒した場合、第三者を巻き込む重大な災害が発生します。クレーン等安全規則（以下、ク則）第53条から第93条に、移動式クレーンについて定められています。

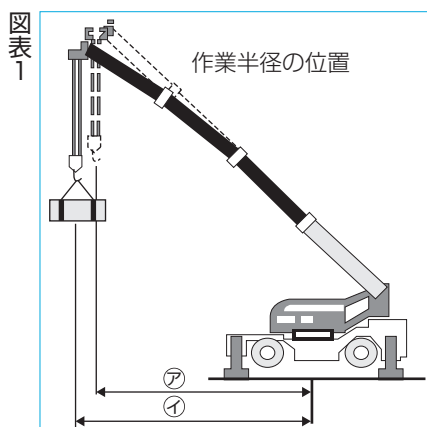
ここでは、施工計画時に機械を選定することから、転倒災害防止の主なポイントを述べます。

- ① 定格荷重・作業半径・最大つり上げ荷重を明確にする

定格荷重はク則第1条に定義が定められ、ク則第69条にこれをこえる荷重をかけての使用が禁止されています。作業半径は図表1の㉗ではなく、荷によりたわんだ状態の㉘を考えます。旋回中心からフック中心までの水平距離です。

- ② 設置個所養生の必要性を確認する

ク則第70条の3に、軟弱な地盤、地下埋設物損壊のおそれのある場所等での使用は禁止されています。



- ③ アウトリガーを最大に張り出す

ク則第70条の5ただし書きで、最大に張り出せない場合が定められていますが、昼食後や休憩後にウっかり忘れてしまったという災害事例が多くあります。

やむを得ない場合は移動式クレーンで作業者をつったり、フックに安全帯を掛けて作業したりしても良いのでしょうか。

移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならないとク則第72条で明確に制限されています。しかし、ク則第73条では、やむを得ない場合はどう乗設備に労働者を乗せることができるとあります。

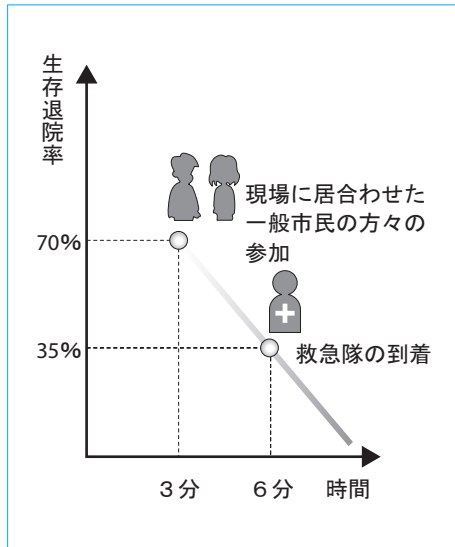
基収第1283号が判断材料になるでしょう。要約すると、電力工事がトラッククレーンにバスケット（とう乗設備）を装着して張線等の作業を行いたいという疑義に対して、通達は常態として予定されている作業はやむを得ない場合に該当しないということでした。

丈夫な梁や柱又は親綱と安全帯の組合せ、高所作業車の使用、作業順序の見直し等あらゆる検討を行ったうえで判断してください。

本誌Q&Aの回答で種類の違う通達が紹介されていますが、どのようなものがあるのか教えてください。

ふだん、「通達」というところにだけ目が行きがちですが、安全に関係する主な「通達」には次の種類があります。

図表 2



- ① 基発………厚生労働省労働基準局長名で発する通達
- ② 基取………厚生労働省労働基準局長が疑義に答えて発する通達
- ③ 基安発………厚生労働省労働基準局安全衛生部長名で発する通達
- ④ 基安安発………厚生労働省労働基準局安全課長名で発する通達

前号12月号で紹介した「通達」は、①と④でした。これらの他に①と逆文字の“発基”というものがあります。

- ⑤ 発基………厚生労働事務次官名で発するもので、労働基準局関係の通達

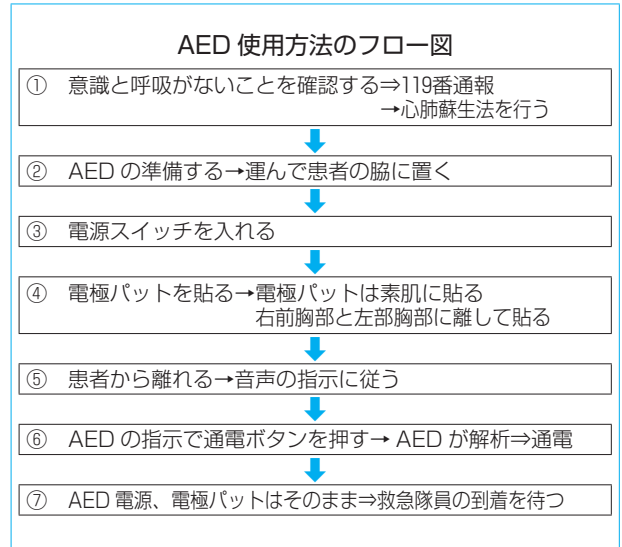
若手技術者が通達情報を入手することは難しいので、店社の安全担当者は安全委員会等を通じて内容の周知をすることが大切です。

最近、AEDが話題になっていますが、建設現場に必要でしょうか。

地方自治体によっては条例により一定規模以上の施設にAED設置が義務付けられていますが、建設現場は特に定めはありません。自主的な取り組みによって、設置を進めている建設会社が増えてきている傾向はあります。

AEDは自動体外式除細動器といい、多くの突然死の原因となる心臓の危険な状態(心室細動)の時に、

図表 3



心臓が蘇生するように電気ショックを与える機械です。図表 2 (厚生労働省資料) は生存退院率のグラフです。心室細動による心停止の場合、電気ショックが1分遅れるごとに、救命率は7~10%低下することを表しています。3分後にAEDを使用すれば70%の方が助かりますが、救急隊の到着を待つ6分後に使用すれば35%しか助からないことになります。

今年ももうすぐ全国安全週間を迎えます。規模の大きい現場から、行事の中に取り入れることを検討してはどうでしょうか。建設工事は近隣住民の方に対して、騒音、振動、資材搬出入等で迷惑をかけることが多いと思います。作業者のためだけでなく、近隣の方に対して貢献できることになるかもしれません。

AEDの使用方法は図表 3 のフロー図です。特に講習を受けていなくても使用できますが、担当者を決めて消防庁や日本赤十字社が実施する講習を受講してください。そして、すべての元請社員が取り扱えるようにしましょう。

なお、AEDを使用した場合の心肺蘇生にかかわる救命処置は、悪意あるいは重過失がなければ、民法及び刑法で責任を問われないとされています。

CSP労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会より称号使用を許可された者です。

なお、安全衛生に関する質問や疑問をメールでお寄せいただければお答えしますので、ご活用ください。

[【E-mail : webmaster@to-gisi.com】](mailto:webmaster@to-gisi.com)